第３次
経営改善計画

（修正版）

平成28年度～令和6年度

令和４年９月１日

公益財団法人千葉市文化振興財団

目　次

１　計画策定の趣旨　……1
２　計画策定の考え方　……2
３　財団の現状　……3
　（１）組織・人事の状況　……4
　（２）事業の状況　……4
　（３）財務の状況　……5
４　経営方針　……6
５　経営改善に向けた課題と取組　……7
　（１）組織・人事　……7
　（２）事業　……8
　（３）財務　……9
６　その他の取組　……10
７　経営改善スケジュール　……12

１　計画策定の趣旨

平成１８年４月にスタートした第１次「経営改善計画」では、２３の取組項目中概ねの目標を達成し、一部を第２次改善計画に引き継ぐこととなりました。

第２次計画では、第１次計画から引き継いだ項目のほか、新たに、「新公益法人制度」の施行、「千葉市文化芸術振興計画」の施行など財団の経営に大きく関わる様々な動きに対応した計画により経営改善を図ってまいりました。

特に、新たな公益法人制度に関わる３法の施行や次期指定管理者制度へ向けて千葉市は、平成２４年度に「外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針」を策定し、平成２５年度には指針に基づく「外郭団体の今後の方向性の検討結果」が示され、外郭団体の自主自立に向けた人的、財政的、制度的関与のあり方を刷新するとともに新公益法人制度についても積極的に対応するよう求めています。

また、千葉市は平成２６年度には、千葉市外郭団体を対象とした「千葉市包括外部監査」を実施し、事務事業を含めた「監査」を行い、その結果、指定管理事業、千葉市補助事業について、千葉市の関与のあり方を再整理し、今後の財団経営に大きな影響を与えることになりました。

このような状況にあって第３次「経営改善計画」策定にあたって最も重要な視点として、第２次計画の期間中に新たに課題となった、「外郭団体の今後の方向性の検討結果」、「千葉市包括外部監査結果」への適切な対応と、平成２８年度にスタートする「第２次千葉市文化芸術振興計画」及び「ちば男女共同参画基本計画・第４次ハーモニープラン」への積極的な取組が必要です。

本計画は、以上の新公益法人制度、千葉市の計画を可能な限り見据えるとともに、千葉市の指針に基づく検討結果（今後の方向性）から当財団の役割としている責務を果たす計画としました。（平成２８年５月）

なお、現在次期「千葉市文化振興計画」及び「ちば男女共同参画基本計画・ハーモニープラン」が策定中であることから、本計画の期間を令和６年度まで延長しました。

２　計画策定の考え方

（１）策定の方針

第３次「経営改善計画」は、財団の理念及び目標・経営方針など、中長期的な将来を見据えたものとして、組織・人事、事業、財務の３分野について、現状の課題を抽出し、課題解決に向けたそれぞれの取組とその具体策を提示します。

（２）計画の位置づけ

平成２４年１１月に策定された「外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針」に基づき、平成２７年１１月に公表された「外郭団体の今後の方向性の検討結果」を受け、当財団が取り組むべき課題を、中長期的な①経営方針②経営改善に向けての課題③具体的取組④数値目標⑤スケジュールを明確にし、財団の自主自立に向けた計画とします。

（３）計画の期間

（変更前）平成２８年度から令和３年度まで
（変更後）平成２８年度から令和６年度まで

３　財団の現状（令和３年度）

令和４年３月３１日現在

所　　管	市民局　生活文化スポーツ部　文化振興課　／　男女共同参画課	
基本財産	20,000,000	設　　立　　目　　的
市出捐金	20,000,000	千葉市にふさわしい文化を総合的に振興して、市民文化の向上、地域文化の振興、男女共同参画社会の形成促進に資する事業を展開し、もっていきいきとした個性豊かな市民文化の形成に寄与することを目的とする。
（出捐率）	100%	
ホームページ	https://www.f-cp.jp	

	事　業　名	令和３年度事業費	事　　業　　内　　容
主な事業	千葉市補助事業	36,811,980	地域文化活性事業、こども若者文化支援事業、文化芸術普及事業の実施
	千葉市民会館 指定管理事業	221,889,444	千葉市民会館の管理運営及び文化事業の実施
	千葉市文化センター 指定管理事業	274,095,646	千葉市文化センターの管理運営及び文化事業の実施
	男女共同参画事業	133,088,433	男女共同参画事業の実施及び千葉市男女共同参画センターの管理運営

役職員	役員数			職員数			
		常　勤	非常勤		正規	再雇用・契約	嘱託
		2人	7人		30人	12人	2人

指定管理施設	・市民会館（昭和４８年～） ・文化センター（平成元年～） ・男女共同参画センター（平成１１年～）

年　　度		令和元年度	令和２年度	令和３年度
市委託料（指定管理料）		510,426,794	557,531,071	523,519,813
市補助金		34,304,925	32,956,115	31,637,780
財政状況	収益計	734,752,097	673,904,729	669,445,277
	費用計	756,329,046	670,164,113	666,234,802
	当期正味財産増減額	△ 21,576,949	3,740,616	3,210,475
	総資産	668,115,245	618,010,882	676,900,261
	総負債	528,450,945	474,605,966	530,284,870
	正味財産	139,664,300	143,404,916	146,615,391
正規職員数		31	29	30

（１）組織・人事の状況

財団の組織は、令和４年４月１日現在、理事７名、監事２名からなる理事会､評議員７名からなる評議員会及び事務局で構成されており、理事７名中、行政経験者は４名で、うち２名は常勤です。

事務局の常勤職員は、正規職員３０名、再雇用・契約職員１１名の４１名で構成され、２課１室８班制を導入して、事務局長の下に総務管理課を置き財団全体の経営を管理するとともに文化施設２施設、男女共同参画施設１施設を監督します。さらに、企画事業課において財団の文化事業を一元管理するとともに、アーツステーション室を設置し、より一層の体制強化を図ります。

職員の研修については全国公立文化施設協会の研修による「アートマネージメント能力」､「舞台技術」の向上をはじめ、千葉市外郭団体等連絡協議会の各種研修に積極的に参加し、職員のモチベーションアップと専門性の向上に努めています。

（２）事業の状況

①文化事業

文化芸術によって、人を、暮らしを、街を豊かにし、誇りある郷土を構築するため、当財団では市民のみなさまに質の高い舞台公演の鑑賞機会を提供するとともに、市民・行政と協働した文化活動及び文化情報の提供により市民文化の向上に努めてまいりました。

令和４年度以降予定する事業は次のとおりです。

＜企画提案事業＞指定管理料を財源とする文化事業

【千葉市民会館】

◎舞台芸術鑑賞事業　◎文化活動支援事業　など

【千葉市文化センター】

◎舞台芸術体験事業　◎文化芸術創造事業

◎文化情報発信事業　◎人材活用促進事業　など

＜補助事業＞千葉市の補助金を充当して行う文化事業

◎地域文化活性事業

◎文化芸術普及事業

◎こども・若者文化支援事業

＜自主事業＞財団の独自財源で実施する文化事業

◎共催事業

②男女共同参画事業

男女共同参画センターを拠点に男女共同参画意識を醸成し、普及・啓発を図る事業を展開しています。

＜指定管理事業＞

◎調査・研究事業　　◎研修・学習事業

◎相談事業　　◎交流・啓発事業

◎情報収集・提供事業

＜自主事業＞財団の独自財源で実施する事業

◎男女共同参画センター講座事業　など

③施設管理事業

千葉市より指定を受け、市民文化の拠点施設である千葉市民会館、千葉市文化センター及び男女共同参画社会形成の推進拠点である千葉市男女共同参画センターの適切な管理運営に努めてまいります。

また、他の文化施設とのネットワークを生かしたチケット販売など市民サービスの充実を図ってまいります。

（３）財務の状況

千葉市の指定管理料等を除く財団の主な自主財源は、施設の利用料金とそれに付随する物品等取扱手数料及び公演の入場料、共催事業による入場券販売手数料などです。

利用料金や物品等取扱手数料は、施設の利用状況に左右されるため、ご利用いただくお客様の目線に立った利用者サービスの向上、料金体系の工夫により利用率・収入アップに努力しています。

また、共催事業による入場券販売手数料については、主体である主催団体に左右されるため、確実な収益を見込むことが難しい状況です。

さらに、令和元年度から３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、施設は一時休館や利用制限を行い、事業も一部中止としたことから、収入に大きな影響を受けており、未だ収束が見えないことから、令和４年度以降も影響が懸念されます。

４　経営方針

（１）基本理念

　すべての市民が男女の別なく尊重され、世界性・芸術性にあふれる文化を等しく享受して個性あふれる文化を創造し、男女が対等な立場であらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

（２）経営方針

財団の基本理念を実現する経営方針を次のとおり定めます。

①　すべての市民が文化の魅力を知り、文化を享受できるよう積極的、計画的に事業展開し、千葉市の魅力を高めます。

②　すべての市民が男女の別なく人間として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かち合う社会の実現を目指します。

③　世界に通用する個性豊かな文化を市民と協働で創造し、千葉市の活力を高めます。

④　多様化複雑化する市民のニーズを的確に捉え、市民の満足度を高めるサービスに努めます。

⑤　公平で安定した事業展開や特色のある魅力的な施設運営ができるよう経営基盤を強化し、効率的・効果的な財団経営に努めて自主自立を目指します。

５　経営改善に向けた課題と取組

（１）組織・人事

【課　題】

①　常勤職員は、正規職員３０名、再雇用・契約職員１１名ですが、退職者があっても、その補充としての新規採用ができない期間があったため、職員の平均年齢が高く、業務への取組姿勢やモチベーションの低下による組織の停滞化が懸念されます。

②　契約職員、非常勤職員の活用と職員採用のあり方を確立する必要があります。

【取　組】

①　人事考課制度を充実させるため、目標申告、チャレンジシート制度を導入し、職員一人ひとりの能力を最大限に開発・活用して組織の活性化や財団運営の効率化を図ります。

②　外部研修への積極的な参加、財団独自の職員研修やＯＪＴによる職場研修など人材育成に努め、組織の活力、専門性の向上及び職員のモチベーションの高揚を図り、市民の多様化・複雑化するニーズに応えます。

③　平成２５年４月１日改正の「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に従い、定年退職職員の再雇用に努めるとともに、再雇用職員が持つ知識・技術・経験を活用した人材育成を図り、安定した組織力の維持、向上を進めます。

④　平成２５年４月１日改正の「労働契約法」に従い、契約職員、非常勤職員の活用を図ります。

（２）事　業

【課　題】

①　少子高齢化や人口の減少など社会情勢の変化、時代の変化に対応し、将来を見据えた長期的な事業の展開を図る必要があります。

②　充実した事業を推進するため、市民や企業などからの寄付が必要です。

③　千葉市の文化力を高めるため、継続的に人材を育成する必要があります。

④　男女共同参画を推進するため、総合的な事業を展開する必要があります。

⑤　男女共同参画に関する活動の支援、協働と連携を進める必要があります。

【取　組】

①　様々な年齢層を意識した事業を実施し、時代の変化に即した事業展開を図ります。

②　事業の推進のため、市民や企業などから広く寄付や支援を募ります。

③　第２次千葉市文化芸術振興計画に沿った体系的、計画的な文化事業を展開し、民間事業者では実施困難な長期継続的取り組みを推進します。

ア．　文化芸術に親しむ市民の裾野を広げる

多彩な文化芸術イベントの開催や参加・体験型事業を実施します。

イ．　文化を創造する人材を育てる

文化芸術活動を楽しむ市民への支援や文化芸術活動を支える人材の育成事業を継続的に実施します。

ウ.　文化の担い手をつなぐ

文化情報の効果的な収集と発信に努め、多様な協働事業と連携事業を推進します。

エ.　文化芸術によって千葉の魅力を活かす

千葉の魅力ある資源やアーティストバンク登録者などの人材を活用し、事業を推進します。

④　ちば男女共同参画基本計画・第４次ハーモニープランに沿った男女共同参画社会の形成に関する事業を展開します。

ア.　拠点施設としての男女共同参画センター各施設の機能を十分に活かした事業を行うとともに、市内学校・事業所等へ出向く出前講座も積極的に実施します。

イ.　市民、市民団体の男女共同参画に関する自主的な活動を支援するとともに、男女共同参画センターが主催する事業に実行委員や市民企画として積極的に参加・協働できるよう工夫します。

（３）財　務

【課　題】

①　平成２６年度千葉市包括外部監査において意見のあった、特定資産や余裕財産の運用方法の見直しが必要です。

②　文化施設は利用料金制度を導入しているため、利用料金収入の増収を図る必要があります。

【取　組】

①　特定資産、余裕財産については、社会情勢の変化を注視し、安全でより高い利回りの期待できる資産運用に努めます。

②　利用料金の割引制度を拡充して施設利用の促進を図るほか、施設使用件数や稼働率の目標値を設定することにより利用料金収入の増収に努めます。

６　その他の取組

（１）適正な法人運営

公益法人制度関連法を遵守し、適正な法人運営に努めます。

（２）コンプライアンスの徹底

公益財団法人としてのコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図るため、関係法令等の講習会、研修会に積極的に参加し法令等の適正な運用に努めます。

また、計画的に管理者講習を実施し、管理者育成に努めます。

（３）透明性・公平性の確保

財団の事業計画･予算及び財務諸表等をホームページ等で情報公開し、財団の経営や組織についての透明性を確保し、市民の信頼度を高めます。

また、事業運営については、千葉市の所管課との協議により企画実施するほか、アンケート調査など、広く意見を取り入れるシステムを拡充し、透明性と公平性を確保するよう努めます。

（４）個人情報の保護

千葉市個人情報保護条例、千葉市指定管理者等個人情報保護規程及び公益財団法人千葉市文化振興財団個人情報保護規程を遵守します。

また、職員研修を実施して情報管理を徹底します。

（５）危機管理

財団独自に策定した危機管理マニュアルを職員が確実に身につけ緊急時・非常時に常に予期した対応が出来るよう徹底します。

（６）環境への配慮

省エネ・環境負荷に配慮した管理運営に努め、節電・節水対策を徹底し、環境への負荷を低減するコンパクトな運営を目指します。

（７）広報体制の拡充

アーツステーションを中心に、ＩＣＴに対応した広報手段の確立を図り、財団の事業及び市内の文化情報を市民に提供します。

財団ホームページ等の見直しなどにより多くの情報が提供できるシステムの構築に努めます。さらに、情報化社会の多様性に迅速に対応できる情報提供システムの構築を推進します。

（８）市民サービスの拡充

市民満足度の向上のため、アンケート調査などから広く意見を取り入れ、施設利用者及び各種の情報を求める方へ、わかりやすく容易にサービスが提供できるシステムを構築していきます。

7　経営改善スケジュール

公益財団法人千葉市文化振興財団

項　目 ＼ 年　度	平成28年度	平成29年度～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
Ⅰ　組織・人事						
人事考課制度の充実	実施					
職員研修の実施	実施					
再雇用職員の活用	実施					
契約・非常勤職員の活用	検討	実施				
Ⅱ　事業						
対象(年齢)別事業の実施	一部実施	実施				
事業促進のための寄付等募集	一部実施	実施				
第2次千葉市文化芸術振興計画アの対応	一部実施	実施				
第2次千葉市文化芸術振興計画イの対応	一部実施	実施				
第2次千葉市文化芸術振興計画ウの対応	一部実施	実施				
第2次千葉市文化芸術振興計画エの対応	一部実施	実施				
第4次ハーモニープラン　アの対応	実施					
第4次ハーモニープラン　イの対応	実施					
Ⅲ　財務						
特定資産等の運用方法見直し	一部実施	実施				
利用料金割引制度の拡充	検討	実施				
市民会館使用件数(4,400件以上)	実施	実施				
市民会館施設稼働率(59%以上)	実施	実施				
文化ｾﾝﾀｰ使用件数(4,100件以上)	実施	実施				
文化ｾﾝﾀｰ施設稼働率(45%以上)	実施	実施				
Ⅳ　その他の取組み						
適正な財団運営	実施					
関係法令の講習・研修	実施					
透明性・公平性の確保	実施					
個人情報保護の徹底	実施					
危機管理マニュアルの徹底	実施					
環境への配慮	実施					
広報体制の拡充	一部実施	実施				
市民サービスの拡充	一部実施	実施				